

専決処分について承認を求める件
(令和7年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第3号))

地方自治法第179条第1項の規定に基づき下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年9月3日提出

西いぶり広域連合長 青 山 剛

記

- 1 専決事項 令和7年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第3号)
- 2 専決内容 別紙
- 3 専決処分年月日 令和8年3月27日

令和 7 年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度西いぶり広域連合の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

第 1 表 繰 越 明 許 費

（単位：千円）

款	項	事 業 名	金 額
3 情報処理費	1 情報処理費	健康管理システム標準化移行（更新）	66,066
		戸籍の附票へ旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するための住民記録システム改修	6,573